委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年南相馬市告示第124号)による就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助に関する 事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2 法によらない事務 第32の項南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年南相馬市告示第124号)による就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第一条	南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年南相馬 市告示第124号)第一条
②東致の5500円 ひりません		第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 経済的理由によって就学困難な <u>児童生徒の保護者</u> に対して、市が必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、 <u>義務教育の円滑な実施</u> に資することを目的 とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年南相馬 市告示第124号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

備考

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年南相馬市告示第124号)第5条・第6条		
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援 金をいう。 ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。) の受給資格の認定の 申請に係る事実についての審査に関する事務	南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年南相馬市告示第124号)第5条の就学援助費(ただし医療費は除く。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年南相馬 市告示第124号)第5条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	受給資格認定の申請を行う児童生徒の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成18年南相馬 市告示第124号)第5条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された <u>住民票</u> <u>関係情報</u>	受給資格認定の申請を行う児童生徒の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る <u>住民票関係情報</u>		